

浜田市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金

Q & A (国と浜田市の対比等)

1 補助対象者(申請者)

2 対象システム

3 対象経費

4 対象家屋・設置場所

5 補助金額・予算

6 申請書の書き方

7 手続き・審査・交付決定

8 実績報告手続き・審査・確定通知

9 その他の手続き

10 国・県・他市との関連や比較

11 交付後の注意事項

12 その他

1 補助対象者(申請者)

1-1 実施細則の第2条の2項(本予算分では、交付規程の第3条の2項)にある個人とは、どういう意味ですか？

(国) この個人とは、電灯契約を結ばれている一個人を指しています。法人などは当補助金の対象とはなりません。

(市) 自ら居住する個人です。法人は対象外です。【要綱 第2条第1項第1号】

1-2 申請者と電灯契約者、実績報告時の電力受給契約者が異なる場合は対象ですか？

(国) 電灯契約者と申請者、電力受給契約者は同一である必要があります。また、工事の発注者(設置費用の支払い者)も同一である必要があります。

(市) 申請者と電灯契約者・電力受給契約者の名義の同一性は問いません。

自ら所有し、居住する家屋であることが要件です。【要綱第2条】

1-3 住居と事務所が兼用の場合に、工事請負契約書は法人名で、電灯契約者は個人名ですが、補助金の申請は可能ですか？

(国) 個人に対する補助金なので、工事請負契約書が法人名だと申請できません。ただし、個人で契約し、設置する建物が法人所有である場合、法人の承諾書を添付して個人名で申請することはできます。

(市) 申請者個人が購入・設置したシステムが対象です。

(法人が購入・設置したシステムは対象外です。【要綱第2条】

電灯契約の名義は問いません。

1-4 申請しようとしている人が、住居の所有者で電灯契約者でもあるのですが、高齢のためローンが組めません。工事の契約は長男の名前でしていいですか？

(国) 当補助金では、電灯契約者と申請者、工事の契約者が同一である必要がありますので、この状態では申請できません。電灯契約者と対象システムの工事の契約者が同一の個人になるようにした上で、その人が申請を行って下さい。

(市) 長男が実質的な所有者・居住者であれば申請できます。(所有と居住が要件です)

電灯契約者名は、問いません。【要綱第2条】

1-5 日本国籍を持たない外国人です。申請可能ですか？

(国) 税金を納めていて、日本に永住(少なくとも太陽光発電システムの法定耐用年数である17年間以上滞在)予定の場合は、ご申請いただけます。この場合、実績報告書に添付する必要がある住民票に代わり、市区町村の発行する登録原票記載事項証明書をご提出いただくことになります。

(市) 申請可能です。【基本的に国と同じ】

1-6 新築の場合、電灯契約は引渡し後になりますが、申請者は契約予定者でよいのです

か？

(国) 実際に電灯契約される予定の方であれば問題ありません。

(市) 問題ありません。(電灯契約者名義は問いません)

1-7 単身赴任者です。赴任先に住民票を移していますが、家族のいる家に太陽光のシステムの設置を考えています。どのように申請すれば、よいでしょうか？

(国) 設置場所に住民票がないとのことですので、別荘に設置した場合と同様に所有者の特定が可能な設置する家の(建物の)登記簿謄本とその写しが必要となります。

なお、交付決定通知を設置宅に届ける場合は、補助金交付申請書の1枚目の下欄に設置住所をご記入下さい(未記入ですと申請者住所に配送されます)。

(市) 居住していないことが、一時的な状況で、家族が居住していれば、対象となります。住所が異なる理由を、申請書の添付書類1「事業計画書」余白に記入してください。【要綱第2条】

1-8 新築工事とともに太陽光発電システムを付けました。建物を共有名義としたので、領収書が連名となっています。このまま添付してよいですか？

(国) 太陽光発電システムの連名の領収書だけでは認められません。太陽光発電システム以外の工事を含む工事請負契約書や売買契約書において契約者が連名になっている場合の領収書は、当該システム部分の支払い者が補助事業者(申請者)一人だけであると示すために「領収書内訳書/連名の場合」を添付して下さい。

(市) 連名の中に、申請者が含まれていれば、問題ありません。

ただし、他の連名者は補助金申請はできません。

(連名で補助を受ける場合は、それぞれの持分按分となります。)

2 対象システム

2-2 1名の個人が複数所有する住宅に設置する場合、一戸ごとに補助金申請はできますか？

- (国) 各戸に設置するシステムごとに申請可能です。
ただし、基本的な要件となっている、それぞれ10kW未満のシステムであること、電灯契約者と設置者（契約者・領収書の宛先）と申請者は同一の個人であること等を満たす必要があります。また、設置先となる住宅に住民票がない場合は、（建物の）登記簿謄本が必要となり、住宅以外の用途に供する部分があるものは対象外です。
- (市) 居住用家屋のみ対象となります。（別荘等は対象となりません）
【要綱 第2条第1項第1号】

2-2 これから申請しようと思いますが、すでに設置した太陽光発電システムは、対象になりますか？

- (国) 申請前に設置済みの場合は補助金の対象になりません。
補助対象となるシステムは、新品（中古品不可）で着工前であることが条件です。交付決定通知書がお手元に届いてから着工いただく必要があります、工事着工後の申請も不可となります。
- (市) 補助金の対象になりません。【基本的に国と同じ】

2-3 すでに太陽光発電システムを設置しています。

今回それに増設する場合、増設分は、今回の補助金の対象になりますか？

- (国) 新規にパワーコンディショナを含むシステムを増設される場合は補助対象となります。ただし、太陽電池モジュールやパワーコンディショナのみの増設は対象になりません。
- (市) 補助金の対象になります。（「システム」の設置が要件です。）
【基本的に国と同じ】【要綱 第3条（システムであること）】

2-4 太陽光発電装置を増設する場合、パワーコンディショナを増設せず、モジュールの追加に伴い能力の大きいパワーコンディショナに交換する場合も対象になりますか？

- (国) 対象となります。
- (市) 対象となります。【基本的に国と同じ】

2-5 モジュール増設の場合、すでに設置しているものと合わせると10kWを超えますが、申請できますか？また、インバータも併せて購入する必要がありますか？

- (国) 増設分のみが補助対象なので、増設分が10kW未満であり、インバータ（パワーコンディショナ）を含んだシステムの増設なら対象となります。

※平成 21 年 11 月開始の太陽光発電の買取制度において「住宅用」としてみなされ住宅用の買取価格で売電できるものは、「モジュール」または「インバータ」が 10 kW 未満のシステムとなっております。十分ご注意の上、増設をご検討下さい。

- (市) システム規模の上限設定はありませんので、10Kwを超えても申請できます。
また、インバータ（パワーコンディショナ）を含んだシステムの増設なら対象となります。

2-6 屋根材（建材一体型）として導入されるシステムも対象ですか？

- (国) 対象となります。
(市) 対象となります。【基本的に国と同じ】

2-7 実施細則（本予算分に関しては交付規程）に対象システムの条件として、モジュールの真性変換効率が記載されていますが、メーカーのカタログには記載されていないため、対象機種になるか判断できません。

- (国) J-PEC のホームページ上の「適合機種一覧」に掲載されている機種はこの基準をクリアしています。ご希望の機種が掲載されているか事前にご確認下さい。
(市) J-PEC のホームページ上の「適合機種一覧」に掲載されているかどうかで判断します。ご希望の機種が掲載されているか事前にご確認下さい。【国と同じ】
【要綱 第 3 条第 1 項第 1 号】

2-8 設置しようと考えている太陽電池モジュールが、適合機種の一覧表にありません。

- (国) 適合機種は、メーカーから申請のあった太陽電池モジュールですので、直接販売会社やメーカーにお問い合わせ下さい。
(市) 対象となりません。直接販売会社やメーカーにお問い合わせ下さい。

2-9 補助の対象となる適合機種とは、どのようなものですか？

- (国) 適合機種は、メーカー（または輸入代理店）からの申請に基づき登録しております。適合機種として登録されるには、性能保証、設置後のサポート等がメーカー等に保障されていることなど一定の基準を満たしている必要があります。
※適合機種として登録されている太陽電池モジュールは、上記の条件のほか、設置環境等の条件を含め、メーカーによって公称最大出力の 80%以上が、出荷後 10 年以上保証されているものとなります。詳しくは、メーカーにお問い合わせ下さい。
(市) メーカー（または輸入代理店）からの申請に基づき太陽光発電普及拡大センターが登録された機種です。【基本的に国と同じ】

2-10 昇圧ユニットは対象になりますか？

- (国) 通常はオプション扱いとなり、対象外となります。
ただし、「補助対象経費の対象製品と対象外製品に関してのご案内」のページに「補

助対象製品」として記載のある製品（京セラ製：JB01B、JB01C）については補助対象経費に含めて下さい。

（市）補助対象システムは、太陽光発電普及拡大センターの適合機種です。昇圧ユニットの有無は問いません。

2-11 住宅ローンを使って太陽光発電システムを含む住居を新築します。ローン減税も受けるつもりなのですが、補助を受けるにはどのような条件がありますか？

（国）住宅ローン減税は、国の住宅取得に対する税制優遇措置です。太陽光発電システム設置に係る今回の補助制度も国からの助成ですので、重複して受益することはできません。それを避けるために今回の住宅購入に際し、ローン減税の適用を受ける住宅ローン利用分を除いた金額が、対象システムの設置費用を超えている必要があります。

（市）住宅ローン減税の適用の有無は問いません。

2-12 領収書の出ないカード会社やクレジット契約、ローン払い契約では、補助申請の対象にならないのでしょうか。

（国）領収書の出ない立替払い方式のクレジットでの支払いは、補助の対象にはなりません。

割賦払いであっても対象となるのは、ソーラーローンなど金銭消費貸借契約方式のもので、所有権は契約者にあり、領収書の発行が可能なものです。

※金銭消費貸借契約でも所有権がローン会社にあると約款に記載のあるものは、対象外です。

※領収書が出る場合でも、契約内容が「立替払い」等の場合は所有権がローン会社にあるため対象外です。

（市）領収書添付は義務付けていませんので、問題ありませんが、購入金額がわかる書類（領収書・請求書・契約書など）の写しを添付してください。

なお、所有権がローン会社等にあるリース契約などは、対象外です。

（購入することが要件です。）【要綱第2条第2項】

2-13 対象システムを個人で取り付けました。補助対象になりますか？

（国）対象システムの商品に関する売買契約書の写しを添えて、申請して下さい。設置工事や電気工事を業者に別途注文した場合は、その工事請負契約書の写しも添付が必要です。ただし、システムは必ず新品とし、J-PEC のホームページにある適合機種である必要があります。また、実績報告書提出時には、メーカーが発行する出力対比表や、商品と工事それぞれの領収書の添付も必要になります。

（市）市内事業者から対象システムを購入する場合は対象となります。

【基本的には国と同じ】【要綱第2条第2項第1号】

2-14 建売の物件ですが、販売時にお客様に見せるために一旦業者が電灯契約をして、

引渡し時に電灯契約の変更をしようと思います。補助対象として申請するに当たり何か条件がありますか？

(国) 引渡し前の電灯契約については特に問題はありません。ただし、引渡し前に太陽光発電システムが系統連系されたものは、中古とみなされ対象外となりますので、ご注意ください。

(市) 特に問題ありません。なお、連携システムの時期（有無）は問いません。

2-15 住宅供給事業者ですが、中古住宅を購入し、太陽光発電を付けてから販売しようとしています。補助の対象とするためにはどのような手続きが必要でしょうか？

(国) 売約確定後に建売用として住宅購入者が申請して下さい。この場合、実績報告時に建築確認済書の代わりに登記簿謄本（補助金交付申請時から遡って3ヶ月以内で補助事業者《申請者》本人名義の建物のもの）の添付が必要となります。また、太陽光発電システムは新品に限定されます。交付決定前に系統連系されていると中古とみなされ対象外となります。

(市) 中古住宅を購入し居住する個人が売買契約締結前14日までに申請してください。システムは未使用品に限定されます。なお、連携システムの時期（有無）は問いません。

2-16 太陽電池の10年保証を証明するものは必要ですか？お客様へは2年の保証しかやっていないので、それは対象外になってしまうのですか？

(国) メーカーが自社製の太陽電池に対して10年間保証していれば、それを証明する書類提出の必要はありません。施工業者・販売店と消費者の間で交わす保証が必ずしも10年以上である必要はありません。また、メーカー等でオプション設定されているシステムの10年保証に必ず入る必要もありません。

当ホームページの「補助金関連情報」の適合機種一覧に適合機種として登録されているものは、太陽電池メーカーによってその太陽電池モジュールの公称最大出力の80%以上の出力が、出荷後10年以上保証されているものです。

(市) 証明書類の提出の必要はありません。太陽光発電普及拡大センターの適合機種で未使用品であれば補助対象となります。【要綱第3条】

2-17 エコキュート、IHと一緒に太陽光発電システムを付けるため、契約書が一緒になっているのですが？

(国) 補助対象となる太陽光発電システムの内訳がわかるような契約書とするか、対象システムの内訳が分かる工事内訳書（補正予算分、平成21年度本予算分共通）を添付して下さい。

(市) 【基本的に国と同じ】

2-18 安全対策費の急勾配な屋根とは、何度以上の勾配ですか？

(国) 急勾配についての規定はありませんが、安全上、必要と考えられる足場を設置した場合には、特殊工事の対象として下さい。

(市) 【該当なし】

2-19 安全対策の特殊工事を行った場合、実績報告時に提出する写真はどのようなものですか？

(国) 安全対策費の場合は、足場全体の写真を添付して下さい。1枚に収まらない場合は、数枚に分割して撮影いただいたものを添付して下さい。

(市) 足場全体の写真は不要です。システム設置後の状況が確認できる写真を添付して下さい。

2-20 積雪対策工事の特殊工事を行った場合、実績報告時に提出する写真はどんなものですか？

(国) 積雪対策工事の場合は、強化された架台もしくは太陽電池フレームの写真を添付して下さい。

(1) 耐荷重強化のため追加された部材等を分かりやすく表記して下さい(写真の説明文として、標準架台との違いを明記。可能であれば標準品の図面と対比できる形で提出をお願いいたします)。

(2) 鋼材のサイズ、肉厚強化等を実施した場合は、標準品との違いを明確にするため、スペックシート等を添付して下さい。

(市) 特殊工事の範囲は決めていません。

写真は、工事後のシステムの設置状況が確認できるものを添付して下さい。

2-21 塩害対策の特殊工事を行った場合、実績報告時に提出する写真はどのようなものですか？

(国) 塩害対策のために処置された部分の拡大写真を添付の上、対策内容を具体的に記載して下さい(塩害対策とは「強度保持に必要な固定箇所等にコーキング等の処置を施す工事」です。部位の名称<ラック接合部・アンカーボルト等>と、処置の方法を明記して下さい)。

(市) 特殊工事の範囲は決めていません。

写真は、工事後のシステムの設置状況が確認できるものを添付して下さい。

2-22 幹線増強の特殊工事を行った場合、実績報告時に提出する写真はどんなものですか？

(国) 幹線増強工事の変更前と変更後の写真を添付して下さい。(1) 変更前：単相2

線の引き込み線並びに屋内主回路遮断器の写真。

(2) 変更後：単相3線の引き込み線並びに屋内分電盤の写真（主回路遮断器が写る写真とすること）。

※工事前の「単相2線」引き込み線または電力量計（2線であることが容易に判別できること）並びに主幹ブレーカーの写真と、工事後の「単相3線」の引き込み線または電力量計並びに新規に設置した分電盤の写真が必要です。

(市) 特殊工事の範囲は決めていません。

写真は、工事後のシステムの設置状況が確認できるものを添付してください。

3 対象経費

3-1 システム価格が 70 万円/kW 以下と定められた理由は？

(国) 太陽光発電システムの 1kW あたりの平均価格を基準としています。その平均価格を上限とすることで市場におけるシステム価格低下を促す目的です。

(市) 上限設定なし (国：平成 22 年度は 65 万円の予定)【要綱 上限規定なし】

3-2 補助対象システムの上限は 1kW 当たり 70 万円以下となっていますが、この金額は税抜きですか？

(国) 税抜き金額です。

(市) 対象システムの価格の上限設定はありません。(申請書は税込み価格を記載してください。)

3-3 太陽光発電システムの設置に際し、太陽熱温水器を撤去します。撤去費は対象に含まれますか？

(国) 含まれません。

(市) 含まれません。対象システムの設置に要する費用の一部を補助するものです。

【国と同じ】【要綱第 1 条】

3-4 ハウスメーカーや設置業者などのキャンペーン価格として、1kW 当たり 5 万円で設置した太陽光発電システムは補助の対象になりますか？

(国) 高額な太陽光発電システムの負担軽減のための補助ですので、補助対象経費が 1kW 当たり 70,001 円以上のシステムが対象となります。したがって、1kW 当たり 5 万円で設置した太陽光発電システムは、補助対象外です。

(市) 市の補助金は、設置に要する費用の一部補助です。1kW あたり 30,000 円未満のシステムの場合、支払金額 (税込み) が上限となります。【要綱第 1 条】

(1kW あたり 30,000 円のシステムの場合は、補助金額は 29,900 円)

3-5 余剰電力販売用電力量計は、地域によって補助対象経費にならないところがあるとのことですが、どこは含まれませんか。また、こういった理由で含まれないのでしょうか？

(国) 補助対象経費に含めないのは、東京電力、中部電力、関西電力、九州電力の地域です。この地域の余剰電力販売用電力量計は、所有権が電力会社となっているか、交換費用を電力会社が負担するためです。

(市) 【該当なし】

3-6 各種申請手続き、竣工試験立会費、系統連系の立会、工事保険などの諸経費、手続きの代行費などは、補助対象経費に算入できますか？また、どこに記入すればよ

いですか？

(国) 各立会費、諸手続き代行費などで法令に反しない範囲での諸経費は、「設置工事に係る費用」に含めて下さい (*).

ただし、申請者が任意で加入するシステム 10 年保証等の保証料は補助対象経費とはなりません。

*国の補助手続きの代行費は行政書士の資格のない者が行った分に関しては、行政書士法に抵触するため請求できません。

(市) 各立会費、諸手続き代行費などで法令に反しない範囲での諸経費は、「設置工事に係る費用」に含めて下さい。【基本的に国と同じ】

3-7 エコキュート等の設置も同時に行ったため、現場調査費、設計費などにエコキュート等の分も含まれています。この経費をどのように記入したらよいですか？

(国) 設置工事に係る費用に、太陽光発電システムにかかわった分のみを算入してご記入下さい。

(市) 太陽光発電システム設置に直接関わった経費のみ記入してください。

3-8 「システム価格」には、設置のための工事費などは含まれますか？

(国) 含まれます。ただし、一部特殊工事などは別途条件を定めておりますので、詳細は、補正予算分に関しては「実施細則 別表 3」、平成 21 年度本予算分に関しては「交付規程 別表 3」をご参照下さい。

(市) 含まれます。(設置に係る直接費用を含みます。別途条件はありません。)

3-9 1kW あたりのシステム価格の 70 万円には、何が含まれますか？(施工費用は？モニター等の付属品は？)

(国) 太陽光発電システムを動かすために必要なものは全て含まれます。太陽電池モジュール、架台、インバータ、保護装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器、設置工事に係る費用、配線・配線器具の購入・据付、余剰電力販売用電力量計(余剰電力販売用電力量計は電力会社により扱いが異なります)が含まれます。一部の特殊工事は別途条件を定めていますので、詳細につきましては、実施細則(に関しては交付規程)をご参照下さい。ただし、メーカーがオプションとして設定しているものは、対象外です。

(市) 対象システムの価格の上限設定はありません。

3-10 風が強い土地への補強対策なども補助金対象ですか？

(国) 太陽光発電の設置に必要な工事は補助対象経費となりますが、特殊工事には当たりませんので、控除はありません。

(市) 太陽光発電の設置に必要な直接工事は補助対象経費となります。

3-11 対象のシステム価格にモニターは含まれますか？

- (国) オプションのモニターは含まれません。対象外のものとパワコンなどをつなぐケーブルや工事費も補助対象経費に含まれません。(ただし、稼動時に最低限必要とされた機器は対象となる場合があります。詳しくは、こちらのページでご確認ください)
- (市) 含みます。太陽光発電の設置に必要な直接経費は補助対象経費となります。

3-12 シャープ製のパワーコンディショナーでは、モニターが必要ですが、補助対象となりますか？

- (国) 一部の機種で、別売で設定されていますカラーモニター (JH-RWL1、JH-RWZ1) は補助対象とはなりません、型式 JH-RCM1 は補助対象となります。その際、それに付随するケーブル並びに設置工事に係る費用も同様の扱いとなります。詳しくは、こちらのページでご確認ください。
- (市) 含みます。太陽光発電の設置に必要な直接経費は補助対象経費となります。

3-13 特殊工事がある場合の補助対象経費内訳の記載方法を教えてください。

- (国) 特殊工事の金額は設置工事に係る費用の中に含めて下さい。その上で、特殊工事費枠内には実際に掛かった工事金額を記載下さい。(備考欄に控除金額計算式、控除後の kW 単価を記載下さい)
※控除額の上限が実際の特殊工事費より高い場合は、控除額は実際の費用分として下さい。
- (市) 特殊工事の金額は設置工事に係る費用の中に含めて下さい。

3-14 新築の場合、足場を太陽光発電だけのために設置はしませんが、控除対象として問題ないですか？

- (国) 新築の足場は、特殊工事の対象外ですが、対象システムの設置のみに足場が必要でしたら、証明写真に理由を記載の上、控除対象として下さい。
- (市) 対象外です。システムの設置に直接要した経費のみ含めてください。
(対象外としても、補助金額に影響はありません。)

3-15 足場ではなく落下防止ネットは、安全対策費に含まれますか？

- (国) 安全対策費は、足場を設置された場合に限りです。なお、ローリングタワー、高所作業車は特殊工事費としての控除は対象外となります(補助対象経費には含まれません)。
- (市) システムの設置に直接要した経費のみ含めてください。
(対象外としても、補助金額に影響はありません。)

3-16 陸屋根の場合は、防水基礎工事以外に特殊扱いできる項目はありますか？

- (国) 控除対象は防水基礎工事に限りです(基礎工事のみでは対象外となります)。
- (市) システムの設置に直接要した経費のみ含めてください。

(対象外としても、補助金額に影響はありません。)

3-17 陸屋根防水工事の範囲は決まっていますか？工事した後の写真を添付すればよいですか？

(国) 太陽電池の周りを基本と想定していますが、特に範囲は決められていません。基礎部分の工事写真と防水工事完了後の屋根全体の写真を添付して下さい。

具体的には (1) 穴あけ、掘削工事中写真

(2) 基礎防水処理工事中写真

(3) 工事完成写真

となります。工事途中の写真が必要ですので、十分にご注意下さい。

(市) 防水工事の範囲は決めていません。

写真は、工事後のシステムの設置状況が確認できるものを添付してください。

3-18 特殊工事で架台に積雪対策品を使いますが、特殊工事のところにはどう記入したらいいですか？

(国) 標準品と積雪対策品の差額を特殊工事の欄に、標準品の金額を架台の欄にご記入下さい。

(市) 【該当なし】

3-19 塩害対策のコーキングの種類は決まっていますか？ボルトとナットも含まれますか？

(国) コーキング剤については、特に限定はありません。外的な塩害対策ということで、ボルトとナットは含まれません。

(市) システムの設置に直接要した経費のみ含めてください。

(対象外としても、補助金額に影響はありません。)

3-20 フレーカーの交換は幹線増強工事の対象となりますか？

(国) 特殊工事の対象にはなりません。また、太陽光発電システムに必要な不可欠な交換でなければ、補助対象経費にも含まれません。

(市) システムの設置に直接要した経費のみ含めてください。

(対象外としても、補助金額に影響はありません。)

3-21 メーカーの設計強度を超える強風地域に設置します。架台を強風に耐えられるように補強しますが、こうした工事は特殊工事にはなりませんか？

(国) 設置工事に係る費用には含まれますが、強風用の補強は特殊工事とはなりませんので、控除対象とはなりません。

(市) システムの設置に直接要した経費のみ含めてください。

(対象外としても、補助金額に影響はありません。)

3-22 3kW のシステムで足場を付けました。安全対策費の控除総額は 9 万円となるはずですが、実費は 5 万円でした。この場合は、差額の 4 万円も控除できますか？

(国) 実費より控除額が上回る場合、実費のみ控除対象となります。

※ 実際にかかった金額(実費)と控除上限額のいずれか低い値を控除額としています。

(市) システムの設置に直接要した経費のみ含めてください。

(対象外としても、補助金額に影響はありません。)

3-23 足場は、補助対象経費の 1kW 当たり 70 万円以下 (税抜) に入りますか？

(国) 入ります。なお、実施細則 (交付規定) 別表 3 に定める安全対策費とみなされ、1kW 当たり 3 万円 (税抜) を上限として補助対象経費から控除されます。

※備考に、3 階建て住宅や急勾配屋根のようなどありますが、安全対策上、足場の必要な場合は全て特殊工事として控除の対象となります。

(市) 上限設定なし (国：平成 22 年度は 65 万円の予定)【要綱 上限規定なし】

4 対象家屋・設置場所

4-1 連系点（分電盤の設置場所）が申請者の居住している母屋であり、その敷地内にある住居として使用していない建物（納屋や駐車場の屋根など）に、太陽電池モジュールなどシステムの一部を設置した場合は対象となりますか？

（国） 対象となります。

太陽光発電で得られた電力を申請者の住居で使用し（連系点があり、申請者が受給契約者であること）、そこに住民票がある場合、太陽電池モジュールの設置場所が申請者の居住している建物でなくても申請は可能です。なお、設置場所建物が申請者の所有でない場合は、太陽電池モジュールを設置する建物の所有者の承諾書が必要となります。

（市） 同一敷地内にあり、実態として申請者の所有、かつ居住家屋の附帯建物であると考えられれば、対象となります。【要綱第2条】

4-2 集合住宅の個人宅や、アパートに設置した場合は対象となりますか？

（国） 設置者や分譲、賃貸等の条件によって異なります。

詳細に関しては、こちらのページをご覧ください。

（市） 申請者の所有で自ら居住している家屋部分に設置される場合は、対象となります。入居者（賃借人）は、所有者でないため対象外です。【要綱第2条】

4-3 10世帯のアパートを経営しているオーナーですが、自分もそのアパートの1世帯に居住しています。このアパートの屋根南面全面を使用して太陽電池を設置し、我が家の電気に使用したいと思いますが、今回の補助対象となりますか？

（国） 補助金を受けられる対象者は、「電灯契約を結んでいる個人であり、設置する建物は住居として使用されているもの」となっていますから、この場合対象となります。ただし、アパートが法人等申請者以外の名義場合は所有者の設置承諾書が必要となります。なお、発電した電気を使用できるのは、ご自身の居住区画内のみです。管理室や共用部分などに系統連系した場合は対象外となります。

（市） 対象となります。ただし、法人名義のアパートは対象外です。【要綱第2条】

4-4 集合住宅に設置する場合、住宅率が何%かの規定はありますか？

（国） 住宅率についての規定はありません。

申請者が居住する住宅への電力供給のために設置し、電力会社と低圧で連系する場合は対象となります（詳細はこちらのページをご覧ください）。

（市） 住宅率についての規定はありません。

4-5 別荘に設置した場合は対象になりますか？

（国） 対象となります。ただし、既築の場合は補助金交付申請時に、新築の場合は実績報告書提出時に、自己の所有を証明する（建物の）登記簿謄本を提出していただ

きます。なお、別荘がほかの用途にも供する建物（店舗兼住宅等）の場合は、対象外となります。

(市) 対象となりません。自らが居住する家屋が要件です。【要綱第2条】

4-6 建売の場合は、申請が可能ですか？

(国) 建売の場合には、売買契約書の添付が必要になり、交付決定年月日以降に建物引渡しをしていただく必要があります。ただし、太陽光発電システムが未使用（過去に連系されていない）の場合に限ります。

(市) 対象となります。【基本的に国と同じ】

4-7 対象は、個人とのことですが、所有している店舗等に設置する場合は対象になりますか？

(国) 当補助金は住宅用のシステムが対象となっておりますので、住居も兼ねている店舗等に設置で、電灯契約者も個人である場合は、対象となります（法人での電灯契約は補助対象外）。ただし、申請者の住民票がその住所にない場合は、店舗兼住宅でも対象外となります。

(市) 居住していれば対象となります。

ただし、法人名義の併用住宅は対象外です。【要綱第2条】

4-8 住居である証明はどこで判断するのですか？

(国) 実績報告書に添付いただく住民票（窓口提出日から遡って3ヶ月以内のもの）で判断します。

(市) 申請書記載の住所と住民票を市で確認します。住民票と異なる場合は、現地確認等実態を調査させていただきます。

4-9 屋根置きのみならず、土地に置くタイプの太陽光発電システムも対象ですか？

(国) 住宅の電力用として設置される場合は対象となります。

(市) 対象となります。【国と同じ】

4-10 住宅の販売業者です。太陽光発電システム付きのモデルハウスを販売しようと思いますが、申請は可能ですか？

(国) 建売用として申請可能です。ただし、太陽光発電システムが未使用であることが条件となります（連系後のシステムは対象外）。展示の際は、多くのメーカーがパワーコンディショナに標準搭載している「自立運転機能」という機能をお使いいただくことにより、連系無しで発電状況をお客様に見ていただくことが可能です。また、引き渡し後に提出いただく実績報告書に添付書類として出力対比表が必要となりますので、メーカー発行の出力対比表（メーカーが発行していない場合は手続代行者が作成したものに測定出力値の記載された製造番号票を添付）もご用意下さい。

(市) 申請可能です。ただし、購入予定者(個人)が売買契約締結前に申請してください。(販売業者名での申請はできません。【要綱第2条】)

4-11 申請者が設置する建物の所有者ではない場合、どのような手続きが必要ですか？

(国) 設置する建物の所有者に承諾書を書いてもらい、申請時に添付して下さい。なお、建物所有者が故人のまま承諾書を作成できない場合は、新たな所有者を確定した上で承諾書を作成して下さい。

(市) 他人の建物に設置される場合は申請できません。

ただし、同一敷地内にある親族等の名義の家屋などであっても、申請者が実質的な所有者・居住者であれば、申請可能です。

(所有者が故人の場合は、実質的所有者が申請して下さい。)

【要綱第2条第1項】

4-12 敷地内ですが番地の違う納屋の屋根に太陽電池モジュールを設置し、発電した電気を自宅で使おうと思います。この場合、システムを設置する住所というのは、太陽電池を設置する納屋の住所ですか？電気を使用する自宅の住所ですか？

(国) システムを設置する住所は、システムを使用する(連系ポイントのある)住所となります。この場合は、使用場所が自宅ですので、自宅の住所を記入して下さい。

(市) 太陽電池を設置する納屋の住所番地を記載して下さい。

この場合、自宅住所と異なる理由を、申請書の添付書類1「事業計画書」余白に記入して下さい。

4-13 太陽電池モジュールは、必ず自宅の屋根に設置しなければならないのですか。

(市) 自宅屋根の設置面積が狭いなどの理由で、同一敷地内の倉庫・車庫・別棟の家屋や庭などに設置することも可能です。

ただし、発電した電力を自己居住の家屋で使用する(系統連係契約者である)など、申請者が実質的に設置するものでなければなりません。

4-14 設置建物の所有者が別なので、承諾書を添付します。承諾書の「建築物の形態」の欄はどのように記入したらよいのですか？

(国) 「建築物の形態」は、戸建住宅木造2階建、車庫鉄骨造平屋などとなります。

(市) 建物所有者以外の申請はできません。親族や故人の名義であっても、実質的な所有者が申請する場合は、同意書は不要です。【要綱第2条】

4-15 承諾書の日付はいつでもよいのですか？

(国) ご提出いただく申請書以前の日付でご記入下さい。

(市) 【該当なし】

4-16 別荘で新築の場合、申請時に必要な添付書類となっている(建物の)登記簿謄本

が提出できません。どのように対処したらよいでしょうか？

(国) 申請時は、「システムの設置を予定する住所」の余白に新築の別荘である旨をご記入いただき、実績報告時に（建物の）登記簿謄本をご提出下さい。

(市) 別荘は対象外です。申請できません。【第2条第1項第1号】

4-17 店舗兼住宅は補助対象になると聞いています。ただ、その場所に住民票がありません。この場合は、別荘として（建物の）登記簿謄本を付けることで、申請できますか？

(国) 住民票のない場所にある住宅以外の用途の建物への設置は対象外となります。お尋ねの店舗兼住宅ですが、そこに住民票がある場合は対象となりますが、住民票のない場合は（建物の）登記簿謄本をご提出いただいても対象となりません。

(市) 本人の居住が要件です。主たる居住家屋でなければ（別荘など）は対象となりません。【要綱第2条】

5 補助金額・予算

5-1 今回の申し込み枠は残っていますか？現在の申請は何件ぐらいですか？

(国) 今回は申込枠の設定はしていません。

現在の受理件数は、公開情報として、こちらのページで平日は毎日、累計等を公表していますので、ご確認下さい。

(市) 平成 22 年度予算額は、600 万円です。(1 件あたり 12 万円で 50 件分)

残額は日々減少しますので申請前にお問い合わせください。

予算額 (600 万円) に達した時点で受付を終了します。第 2 次募集等の取扱いについては未定です。

5-2 補助金は、いつどの段階で受け取ることができるのですか？

(国) 補助金交付決定後にシステムを設置いただき、実績報告書をご提出ください。提出いただいた実績報告書を受付窓口と J-PEC で審査の上、補助金額を確定し、「交付額確定通知書」を送付します。送付後、実績報告書で指定された口座に補助金を振込みます。

実績報告書ご提出から振込みまでは、3～4 ヶ月程度となります。

(市) 請求書提出後、1 か月間程度で振込み予定です。

6 申請の書き方

6-1 同一住所に新築で建替えるため、住民票はそのままで仮住まいの場合、申請住所は新築住所ですか？または仮住まいの住所ですか？

(国) 同一住所で建替える場合は、申請住所は現在住民票（建替え中の住所）がある住所とし、仮住まい中の住所を様式1の1枚目の下欄「交付決定通知書送付先住所」に、記入して提出して下さい。記入箇所などの詳細は、「補助金申込方法」の申込方法で「申請書の書き方のポイント（一般用）」でご確認下さい（平成21年度本予算分の申請受付は終了しております）。

(市) 申請書記載の住所は、現住所を記入してください。

申請住所と設置場所が異なる場合は、その理由を、申請書の添付書類1「事業計画書」余白に記入してください。

決定通知書などの書類は、申請住所へ郵送します。

6-2 申請者住所とは、システムを設置する住所ですか？現住所ですか？

(国) 現在、住民票のある住所をご記入下さい。なお、仮住まい等、交付決定通知書の送付先が異なる場合は、様式1の1枚目の下欄「交付決定通知書送付先住所」に、記入して提出して下さい。

(市) 現在、住民票のある住所をご記入下さい。【国と同じ】

申請住所と設置場所が異なる場合は、その理由を、申請書の添付書類1「事業計画書」余白に記入してください。

6-3 新築で、システムを設置する住所の住居表示が確定していません。「システムを設置する予定の住所」にはどう書いたらよいですか？

(国) 申請時に分かっている状態でご記入下さい。この場合、実績報告書提出時の設置住所が、申請書で記入の住所と同一場所であることを証明する書面（市区町村の証明書等）を添付して下さい。詳細は、こちらのページをご覧ください。

(市) 申請時に分かっている状態でご記入下さい。（添付書類は不要です）

その理由を、申請書の添付書類1「事業計画書」余白に記入してください。

6-4 手続き代行者のe-mailアドレスは、記入必要ですか？

(国) 手続き代行者のe-mailアドレスは必須です。やむを得ず、申請時に手続き代行者がe-mailアドレスを用意できない場合には、該当欄に「なし」とご記入の上、早急にアドレスを取得して下さい。

(市) 記入不要です。

6-5 フリントの関係でモノクロしか（上部の囲みの赤い文字が黒くなる）出力できませんが、申請書はモノクロのものでも構いませんか？

- (国) はい。モノクロで印刷したものにご記入いただき、必要なところにご捺印下さい。
なお、補助金交付申請には、この原本と写しの合計2部をご提出いただきます。
- (市) モノクロで構いません。【国と同じ】なお、提出は1部で結構です。

6-6 申請者の印鑑は実印ですか？

- (国) 認印で構いませんが、スタンプ印は不可となります。
- (市) 認印で構いませんが、スタンプ印は不可となります。【国と同じ】

6-7 チェックシートの確認者となることができるのは誰ですか？また、どのような印が必要ですか？

- (国) チェックシートは実際に確認した人が確認者となります。印は確認者個人の認印
(スタンプ印でも可) で大丈夫です。
- (市) 【該当なし】

6-8 申請書のフリガナや、メーカー名などの、濁点文字はどう記入したらよいですか？

- (国) 1文字を1マスにご記入下さい。例えば、グループの「グ」「プ」は1マスに入れて下さい。詳細は、「補助金申込方法」の申込方法の「申請書の書き方のポイント」でご確認下さい。
- (市) 【該当なし】

6-9 緊急連絡先はどのような電話番号を記入すればよろしいですか？

- (国) 日中、連絡のとれる電話番号をご記入下さい。日中、自宅にご在宅の場合は、自宅の電話番号。携帯電話をお使いの場合は、携帯電話の番号をご記入下さい。
- (市) 【該当なし】

6-10 太陽電池モジュールの品番で、LやR（左右）が末尾にあるものは1行にまとめて書いてもよいですか？

- (国) システム上、LとRは別品番として登録されていますので、分けてご記入下さい。
- (市) 様式（型番）欄に、1行に記載してください。

6-11 申請書の11.補助対象経費内訳の「1kW当たりの金額」の欄は、小数点以下何桁目までが切り上げとなりますか？例えば、“700000.0105円”の場合には、どう記載すればよいですか？

- (国) 小数点以下が存在する場合は、すべて切り上げになります。例の場合だと、“700001円”となります。この場合、1kW当たりの金額が70万円を超えますので補助対象外となります。
- (市) 1kW当たりの金額の上限設定はありません。

6-12 契約書で値引きしておりますが、申請書にはどのように記入すればよいですか？

(国) 実際に販売した価格(値引き後の価格)の内訳をご記入下さい。なお、契約書で、一括値引きとして各項目に値引き後の価格の記載がない場合は、「申請様式・書式例」の添付書類の書式例等に掲載の「工事内訳書」で実際の金額を示し、申請書と整合性のある書類として添付して下さい。

(市) 値引き後の金額(実質購入金額)で記入して下さい。【基本的に国と同じ】

6-13 申請書に不備があった場合、どの時点で知らせてくれるのですか？また、どのような形でやり取りするのですか？

(国) 各都道府県の窓口でチェックしますので、その時点で不備があればお知らせします。やり取りの方法は、電話・FAX あるいは郵送等にて申請者もしくは手続代行者に是正を依頼します。

(市) 申請受理後の審査段階で不備があればお知らせします。(14日以内)
申請者もしくは手続代行者に電話でご連絡します。

6-14 工事着工予定日は「受付日」と合わせする必要がありますか。

(国) 各工事着工予定日は「受付日」からの起算ではなく、あくまで提出日からの起算で15日目(J-PECの定める休日を除く)以降となります。ただし、提出日は申請書を窓口団体に持ち込む日か、発送する日として下さい。詳細は、「補助金申込方法」の工事着工予定日(引渡し予定日)確認カレンダーをご覧ください。

(市) 【基本的に国と同じ】

6-15 契約書は本社で作成し、実際の代行手続きは支店で行います。こうした場合、申請書の印は、支店の印でもよいですか？

(国) 支店の代表者印(丸印)で申請して下さい。丸印が無い場合は、社印(角印)と支店の代表者の個人印の両方を捺印して下さい。

なお、工事内訳書を作成いただく場合は、原則として原契約と同じ印が必要となりますが、支店長印でも可としています。詳細は、こちらから印参考資料ご覧ください。

(市) 【該当なし】

6-16 工事内訳書は2部ともコピーでよいですか？

(国) 申請様式・書式例の添付書類の書式例等参考資料のページの「工事内訳書」の利用する場合は、原本と写しを各1部、合計2部となります。

この場合は、工事内訳書の宛先は「太陽光発電普及拡大センター」として下さい。なお、宛先が申請者本人の場合には、コピーを2部お送りいただいても構いません。このように宛先を申請者にした場合は、契約書と同様に収入印紙の貼り付けが必要になります。

(市) 申請書・報告書や添付資料は、1部で結構です。

6-17 契約書の写しは、本人控えと施工店控えのどちらのコピーを添付すればよいですか？

(国) 申請者本人のものが望ましいですが、施工店の控えでも構いません。いずれの場合も収入印紙が貼られていて、本人と施工店の両方の捺印（朱印）があるもののコピーをお願いします。

(市)【基本的に国と同じ】

6-18 契約書に印紙は必要ですか？また、いくら印紙を貼ればよいのですか？

(国) ご提出いただくものが契約書として有効であることの確認が必要ですので、印紙税法に則った印紙を貼り、割印を押して下さい。

(市)【基本的に国と同じ】

7 手続き・審査・交付決定

7-1 申請書を提出したのですが、いつ交付決定されるか教えてください。

(国) 申請から交付決定までの期間は J-PEC の定める休日を除く 14 日間と設定しておりますので、通常この期間を目処に交付決定されます。

具体的な申請日と工事着工日については、こちらのページでご確認いただけます。なお、申し訳ありませんが、申請日から J-PEC の定める休日を除く 14 日以内の場合、交付決定日に関するお問い合わせにはお答えできかねます。

(市) 原則、14 日以内に交付決定通知書を郵送します。【要綱 第 5 条】

7-2 審査は J-PEC が行うのですか？各都道府県の窓口ですか？

(国) 各都道府県の窓口団体と J-PEC の双方で審査を行います。

(市) 浜田市 市民環境部 くらしと環境課 エコライフ推進係が担当します。

7-3 手続代行者を必ず通す必要はありますか？

(国) 必須ではありません。申請者をご自身で書類を作成し、申請いただいても結構です。

(市) 【国と同じ】

7-4 申請しようと考えていますが、パソコンがなく申請書が手に入りません。資料や申請書はどこで入手できますか？

(国) A4 判の入る封筒（角 2 サイズ）に 340 円の切手を貼っていただき、宛先をご記入の上、J-PEC にお送り下さい（送付先はこちら）。折り返し、資料をお送りいたします。

(市) 市役所 本庁舎 2 階^⑬ くらしと環境課、又は、各支所福祉担当課の窓口へご請求ください。

7-5 電力受給契約を申し込んでいても補助金申請はできますか？

(国) システムの工事を始めていないことが前提です。受給契約の申し込みは事前工事着工には該当しません。ただし、電力受給開始予定日が着工日より前にならないよう注意願います。

(市) 電力受給契約の締結時期（締結の有無）は問いません。ただし、システム工事着工前 14 日までに申請してください。

7-6 事前に電力受給契約の申し込みを行いました。太陽光契約に関するお知らせに記載の受給開始予定日が工事着工日より前になったのですが、どうしたらよいでしょうか？

(国) 電力会社の発行する「太陽光契約に関するお知らせ」等契約を証明する書類の写しにおいて受給開始（予定）日が、実績報告書記載の工事着工日より前となる場

合は、電力受給開始日が確認できる電力会社発行の書類（検針票等）を添付して下さい。その際、規定の実績報告書提出期限を超える場合は、必ず「申請様式・書式例」の申請様式・書き方のポイント（補正予算分、平成 21 年度本予算分）にある様式 3-1 「計画変更承認申請書（期限変更）」を提出して下さい。

- (市) 電力受給契約の締結時期（締結の有無）は問いません。ただし、システム工事着工前 14 日までに申請してください。

7-7 住宅の完成が平成 22 年 3 月か 4 月ごろになる予定ですが、申請することはできますか？

- (国) 平成 22 年 3 月 31 日まで補正予算分として受け付けておりますので、ご申請いただけます。

補助対象システムの着工予定日から逆算し、J-PEC の休日を除く 15 日以上前に補助金交付申請を行って下さい（少し余裕を持って 1 ヶ月くらい前の申請をお奨めします）。審査後、交付決定通知書が発行されます（発行までは着工いただけません）。この通知書に記載の工事完了期限（新築なら 6 ヶ月、既築なら 3 ヶ月以内）までに工事を完了していただけるものが、補助金対象となります。

- (市) 浜田市の補助金の完了期限は、平成 23 年 3 月 31 日です。万一、期限までに完了しなかった場合は、補助金交付対象外となります。【要綱 第 2 条第 2 項第 2 号】

7-8 すでに平成 21 年分として申請しておりますが、諸手続きの期限は、いつまででしょうか。補正予算分の募集が始まり、期限が延びたと聞いておりますが、平成 21 年度の本予算分も期限が延びますか？

- (国) いいえ。延びません。

平成 21 年度分としてご申請いただいた案件（申請日が 11 月 19 日までで、交付決定番号が「10・・・」で始まるもの）は、従来どおり、平成 22 年 2 月 22 日までに太陽光発電システムの工事完了していただく必要があります。その後、必要な書類を揃えて、平成 22 年 3 月 1 日までに実績報告書（平成 21 年度本予算分の様式）をご提出下さい。これらの期限は「計画変更承認申請（期限変更）」によっても期限の延長はできません。

平成 21 年度本予算分の提出期限は、補正予算の申請分とは異なりますので、十分ご注意ください。

- (市) 【該当なし】

7-9 瓦型のような建材一体型の太陽電池モジュールの場合、どこから先を太陽光発電の工事として捉えたらよいですか？交付決定前にどこまで工事をしてよいですか？

- (国) ルーフイング（屋根用防水シート）よりも上の部分の取り付け金具設置工事や、パワーコンディショナへの配線工事等、システムの設置に関する工事の一部でも着工された時点から、太陽光発電システムの工事とみなします。交付決定前にはシステムの設置に関する工事には一切着手できません。

(市) 交付決定前にシステムの設置に関する工事には一切着手できません。

【国と同じ】

7-10 手続代行者を通さずに申請しますが、手続代行者名の欄のあるページは記入することがないので提出しなくてもよいですか？

(国) 書類不備との区分けができないため、記入欄が白紙のページもあわせて一式ご提出下さい。

(市) 【該当なし】

7-11 太陽電池の最大出力が、メーカーでは四捨五入で計算されています。この場合、申請書では小数点以下2桁未満は切り捨てとなっているので、工事請負契約書と0.01kWだけシステムの最大出力が異なってしまいますが、受理してもらえるのですか？

(国) 太陽電池の最大出力は、小数点以下2桁未満を切り捨てとしております。この理由は、論理的に補助金の対象となるシステム容量が（小数点以下第3位の小さな値ではありますがものの）、補助の対象となる値を上回ってしまい、補助金が規程で定められた値を上回って支給されることのないようにとの、経済産業省からの指示によるものです。今回の申請では、申請書と工事請負契約書で0.01kWだけ異なるものに関しても受理いたします。また、同様の理由でメーカーなどで四捨五入している書類についても正規の添付書類として採用いたします。

(市) メーカー表示（日本工業規格・IECなど）の最大出力の合計値に基づき計算してください。【要綱 第4条】

7-12 申請は市役所に持参しなければいけませんか。

(市) 市役所 本庁2階13番くらしと環境課窓口、又は各支所福祉担当課窓口へ持参いただくか、郵送でも結構です。

(押印が必要ですので、FAX・メールでの申請はできません。)

7-13 申請するに当たり、まだ確定していないことがいくつかあるのですが、締め切りがあると聞きましたので、できるだけ早く申請したいと考えています。申請後に変更をしたとしても、早く申請したほうが早く交付決定が出来ますか？

(国) 申請後に変更が発生しますと、交付決定の遅れにつながる場合がございます。契約内容が確定してから申請して下さい。

(市) 申請段階では見込みで結構です。早めに相談・申請して下さい。

7-14 太陽電池モジュールの納期が3ヶ月以上かかりそうなので、工事着工予定日（建

売の場合：建物引渡し予定日)の欄に確実な日を記入できないのですが、補助金交付申請はできますか？

(国) 納期が確実になってから、補助金交付申請書に着工予定日(建売の場合：建物引渡し予定日)をご記入いただき、着工予定日および工事完了予定日(建売の場合：建物引渡し予定日)を記載した契約書または工事内訳書とともに申請をお願いします。

着工予定日(建売の場合：建物引渡し予定日)が確定してから、その日の1ヶ月程度前に補助金交付申請の手続きをとっていただくことをお奨めします。

※補助金交付申請から交付決定までにはJ-PECの休日を除く14日程度を要します(最短着工予定日は申請日から15日目以降)。

(市) 申請時点での、着工予定日及び完了予定日を記入して申請してください。

新築6か月、既存住宅3か月といった完了期限はありません。

7-15 同じ工事請負契約において、住宅の新築と太陽光発電の設置を同時に行う場合、工事着工日は住宅の建築を始めた日となりますか？あるいはシステムの設置にかかわる工事を始めた日となりますか？工事完了日についてはどうでしょうか？

(国) 工事着工、完了ともに、「太陽光発電の工事」に関する部分で判断して下さい。工事着工予定日はラックの取り付けやケーブル敷設など、太陽光発電の関連工事が開始される日、工事完了予定日は、補助対象となるすべての設置工事が完了する日です。

(市) 【国と同じ】

7-16 瓦型のような建材一体型の太陽電池モジュールの場合、どこから先が太陽光発電の工事として捉えたらよいですか？交付決定前にどこまで工事をしてよいですか？

(国) ルーフイング(屋根用防水シート)よりも上の部分の取り付け金具設置工事や、パワーコンディショナへの配線工事等、システムの設置に関する工事の一部でも着工された時点から、太陽光発電システムの工事とみなします。交付決定前には太陽光発電システムに関する工事には一切着手できません。

(市) 交付決定前には太陽光発電システムに関する工事には一切着手できません。

【国と同じ】

7-17 工事請負契約書ではなく、「注文書」と「注文請書」で申請可能ですか？

(国) 「注文書」と「注文請書」の両方のコピーをお送りいただければ受付可能です。その際、「注文書」には注文者(申請者)の捺印が、「注文請書」には施工業者の社印+代表者印があり、収入印紙が貼付されていることが必須となります。

※収入印紙に割印は必須です(再使用防止)。

(市) 申請段階では、「契約書」・「注文書」などの添付は不要です。

7-18 申請時に契約書を提出しますが、内訳等は記載できないのですが・・・

- (国) 申請書に添付する契約書の写しには、補助対象となる太陽光発電システムの金額、内訳が必要となります。契約書に記載がない場合、申請様式・書式例の添付書類の書式例等参考資料で「工事内訳書」の書式例を掲載していますので、ご参照の上、作成をお願いいたします。
- (市) 申請書には、契約書の写しの添付は不要です。
(建売住宅の場合は、売買契約締結前に申請してください。)

7-19 交付決定の状況を教えてもらえませんか？

- (国) 申請者に交付決定通知書が届くまでお待ち下さい（J-PEC の定める休日を除く 14 日で処理しておりますので、最短着工予定日として設定いただけるのは、申請日から 15 日目以降となります）
- (市) 申請者に交付決定通知書が届くまでお待ち下さい。
14 日以内に申請者の自宅住所あてに交付（郵送）予定です。

7-20 交付決定番号を早く知りたいのですが

- (国) 窓口へ補助金交付申請後、J-PEC へ送付し、速やかに交付決定の手続きを行います
が、交付決定番号は交付決定通知書の到着までお待ち下さい。
- (市) 申請者に交付決定通知書が届くまでお待ち下さい。（14 日以内に交付予定です。）

7-21 交付決定日について、申請後、「交付決定通知書」が届く前に確認できますか？

- (国) 個々のお問合せについては申請日から J-PEC の定める休日を除く 15 日はお待ちいただくようご理解をお願いいたします。
- (市) 市内部で交付決定処理済みの段階であれば、申請者本人に回答いたします。

7-22 交付決定通知書はどのようなものが、どこにどのように届きますか？

- (国) 交付決定番号・工事完了期限等が示された交付決定通知書が、申請者本人宛に宅
配便で届きます。
- (市) 申請者本人宛に郵便で届きます。（手続き代行者へは送付しません）
申請後 14 日を過ぎても届かない場合は、お問い合わせください。

8 実績報告手続き・審査・確定通知

8-1 立ち入り検査を、行うことはあるのですか？

- (国) 立ち入り検査は、必要に応じて J-PEC または窓口団体が行う場合があります。
- (市) 申請後 及び 実績報告後に、必要に応じて、市担当者が行います。

8-2 おでに平成 21 年度本予算分の申請で交付決定を受けています。

しかし、太陽電池パネルの納入が大幅に遅れ、平成 22 年 2 月 22 日までに設置が完了しそうにありません。どうしたらよいですか？

- (国) 対象システムの着工前なら、一旦中止承認申請をして、中止承認通知書が届いてから、再度補正分として申請し直していただくことができます。
ただし、対象システムが着工されたものは、申請をし直すことができませんので、平成 22 年 2 月 22 日までに工事を完了し、平成 22 年 3 月 1 日までに実績報告書を提出していただく必要があります。これに間に合わない場合は、補助金交付対象外となります。
- (市) 浜田市の補助金の完了期限は、平成 23 年 3 月 31 日です。万一、期限までに完了しなかった場合は、補助金交付対象外となります。【要綱 第 2 条第 2 項第 2 号】

8-3 太陽光発電システムの工事完了の期限は、どの期日が優先されますか。

- (国) 原則として「交付決定通知書」に記載のある工事完了期限が、申請された案件に対する工事の完了期限となります。
交付決定通知書に記載の期日は、
 - (1) 原則として新築の場合、6 ヶ月。既築の場合、3 ヶ月。ただし、
 - (2) (1) の期日より先に各補助制度で最終期限と定める期日（補正予算で申請の場合は平成 23 年 1 月 31 日、平成 21 年本年度予算で申請の場合は平成 22 年 2 月 22 日）がくる場合は、この期日。
 - (1) は計画変更承認申請（期限変更）で (2) の期日まで延長可能ですが、(2) はいかなる理由があっても延長できません。
- (市) 平成 23 年 3 月 31 日までの完了が要件です。【要綱 第 2 条第 2 項第 2 号】
(国のように、6 ヶ月・3 ヶ月といった要件はありません。)

8-4 工事完了日とは？

- (国) 補助対象システムの設置が全て完了し、連系を待つのみとなった日を指します。
工事完了日の具体的な期限（補正の予算分の申請の場合）・・・ 交付決定日から既築は 3 ヶ月以内、新築は 6 ヶ月以内、又は平成 23 年 1 月 31 日のいずれか早い日
- (市) 太陽光発電システムの設置工事自体が全て完了した日を指します。
平成 23 年 3 月 31 日までの完了が要件です。【要綱 第 2 条第 2 項第 2 号】

8-5 地域によっては、電力受給契約書が届くまでに時間がかかる場合もあります。実績報告の提出の猶予が 30 日以内では難しい場合もありますが、どうしたらいいですか？

(国) 受給契約の申し込みは、太陽光の設置前でも可能です。補助金交付申請を提出する際に同時に電力会社へ申し込むなど、できるだけ早めに申し込まれることをおすすめします。なお、電力会社によっては、電力受給契約書が系統連系完了後に発行される場合もあります。実績報告書の提出期限を考慮の上、お手続き下さい。それでも発行が遅れる場合は実績報告書の提出期日までに「申請様式・書式例」の申請様式・書き方のポイント（補正分、平成 21 年度本予算分）にある様式 3-1「計画変更承認申請書（期限変更）」を提出して下さい。

(市) 実績報告書の提出の際、電力受給契約書の添付は不要です。【様式第 4 号】

8-6 実績報告書が系統連系の遅れで、30 日以内に提出できません。どうしたらよいですか？

(国) 実績報告書の提出期限までに、「申請様式・書式例」の申請様式・書き方のポイント（補正分、平成 21 年度本予算分）の申請様式にある様式 3-1「計画変更承認申請書（期限変更）」をご提出下さい。

(市) 系統連系前でも構いません。期限までに実績報告書を提出してください。

8-7 実績報告書の提出に支払いの関係で領収書が間に合いません。どうしたらよいですか？

(国) 実績報告書の提出期限までに、「申請様式・書式例」の申請様式・書き方のポイント（補正分、平成 21 年度本予算分）の申請様式にある様式 3-1「計画変更承認申請書（期限変更）」をご提出下さい。

(市) 実績報告書の提出の際、領収書の添付は不要ですが、契約書又は請求書など契約金額が分かる資料を添付してください。【様式第 4 号】

8-8 実績報告書提出時期について教えてください。

(国) 補正予算分回答：

実績報告書は工事完了日を含み 30 日以内、または平成 23 年 2 月 14 日のいずれか早い日までに受付窓口に必着で提出下さい。なお、期限までに提出できない場合は、計画変更承認申請書（期限変更）の提出が必要となります。30 日を超えて提出された場合は、受理されませんのでご注意ください。ただし、平成 23 年 2 月 14 日が最終期限となりますので、これを超えると一切受付できません。

平成 21 年本予算分回答：

実績報告書は工事完了日を含み 30 日以内、または平成 22 年 3 月 1 日のいずれか早い日までに受付窓口に必着で提出下さい。なお、期限までに提出できない場合は、計画変更承認申請書（期限変更）の提出が必要となります。30 日を超えて提

出された場合は、受理されませんのでご注意ください。ただし、平成 22 年 3 月 1 日が最終期限となりますので、これを超えると一切受付できません。

(市) 事業完了から 14 日を経過した日、又は 4 月 10 日のいずれか早い日までに提出してください。期限後は受付できません。【要綱第 8 条】

8-9 実績報告書に添付する住民票に必要な記載事項は何ですか？

(国) 補助事業者（申請者）の方のお名前と住所が確認できるものを取得して下さい。
なお、補助事業者本人の方のみ記載の住民票で結構です。

(市) 住民票の添付は不要です。

8-10 実績報告の時に提出する住民票は、いつ取得したものが有効ですか？

(国) 実績報告書を受付窓口団体へ提出いただく際、住民票の発行日が提出窓口の受付日（窓口への着日）から遡って 3 ヶ月以内のものであれば、有効です。

(市) 住民票の添付は不要です。

8-11 「電力受給契約書の写し」について、電力会社では契約書の作成は行わず「余剰電力の売買契約のご案内」と「申込書の控え」になるのですが、それで受理してもらえますか？

(国) 電力受給契約書は、電灯契約者が補助事業者（申請者）本人であること、また設置された対象システムが系統連系・逆潮流有りのシステムであることを確認するために提出いただくものです。

系統連系ができることを確認した上で電力会社から発行された「余剰電力の売買契約のご案内」など、その内容が確認できる同等の書類でしたら受理可能です。

「申込書の控え」のみの添付では電力会社による確認済のものとはなりませんので、受理できません。

(市) 実績報告書の提出の際、電力受給契約書の添付は不要です。【様式第 4 号】

8-12 「電力受給契約書の写し」に記載されている住所と住民票の住所が異なっているのですが、問題はありますか？

(国) 電力受給契約書等記載の受給地点の地番表記のみが異なる場合は、太陽光発電普及拡大センター宛に「同一住所である旨の申立書」を提出して下さい。詳しくは、こちらのページ（補助事業者の住所、対象システムを設置した住所、電力受給契約書等記載の電力受給地点の地番表記が異なる場合の対応について）をご覧ください。

また、さらに実績報告書記載の補助事業者住所（住民票と同一）、対象システムを設置した住所がそれぞれ異なる場合は、同一の住所であることを証明できる書類を提出していただきます。詳細は下の Q4205 をご覧ください。

(市) 実績報告書の提出の際、電力受給契約書の添付は不要です。【様式第 4 号】

8-13 新築で申請時の補助金交付申請書に記載した「対象システムの設置予定住所」では地番表記しかなく、実績報告書の「対象システムを設置した住所」では住居表記に変わったため、申請時の住所と設置住所（住民票の住所）が一致しません。どのようにしたらよいですか？

(国) 実績報告書の添付書類として、(1)市区町村より発行される住居表示通知書、(2)登記簿謄本(原本)、(3)建築確認済書(写)、(4)ブルーマップ、または同一箇所の住宅地図と公図の写しのいずれかで同一の場所であることを証明できるものをご提出下さい。

上記のもので証明できない場合は、さらに「対象システム設置予定住所と実際に設置した住所が同一である旨の申立書」を添付下さい。この申立書には、提出する書類、住所が一致しない理由、補助金交付申請書の対象システムの設置を予定する住所、実績報告書の対象システムを設置した住所等を記載いただきます。

詳細は補助金交付申請書に記載した「対象システムの設置予定住所」と実績報告書の「対象システムを設置した住所」が一致しない場合の対応について)をご覧ください。

(市) 住所が異なる理由を、申請書の添付書類1「事業計画書」余白に記入してください。

8-14 領収書の書式について教えてください。

(国) 領収書の書式は特に定めておりません(太陽光発電システムだけの工事の場合、対象システムの総額が分かるものとして下さい)。

ただし、建物等の工事領収書に太陽光発電システム分を含む場合は、但書に「建築工事代金には太陽光発電システム 2.4kW の金額 ****円を含む」といった内容を記していただく必要があります。

また、領収書に補助対象システムを明記することができない場合は、「領収書内訳書」を作成し、太陽光発電の補助対象経費分を記入し、その元となる領収書とともに提出して下さい。

(市) 【基本的に国と同じ】

8-15 実績報告で添付する領収書が建物を含む新築工事全体のものしか取得できない場合はどうしたらよいですか？

(国) 領収書の但書に対象システム一式の金額が含まれていることを記載して下さい。または 建物全体の領収書に対象システムの金額が含まれていることを証明する「領収書内訳書」を添付して下さい。なお、内訳書を作成する場合は、宛先を「太陽光発電普及拡大センター」として下さい。宛先を補助事業者(申請者)にした場合は、領収書と同様に収入印紙の貼り付けが必要になります。

(市) 領収書・契約書・請求書のいずれかで、対象システムを設置したことと、その概要と内訳が分かるようにして下さい。

8-16 頭金、中間金、最終金など、数回に分けて支払う場合、領収書は3枚とも必要でしょうか？

(国) 3枚ともは必要ありません。太陽光発電システムの対象経費の支払いがわかる領収書を添付して下さい。また工事請負契約書に明記された太陽光発電システム部分の対象経費と同じ金額の領収書があればそれを添付していただいても構いません。

(市) 領収書の他、契約書・請求書などでも結構です。【領収書の場合は国と同じ】

8-17 ローンにより代金を支払う場合、領収書が出ない場合があると思うのですが、その際、実績報告書に添付する領収書(写し)はどのようなものになりますか？

(国) 補助事業者(申請者)宛の領収書(写し)の提出は必ず必要です。ローンであっても金銭消費貸借契約で所有権が購入者に移っているものであれば、領収書の発行は可能です。ローンの種類については、Q2402をご確認下さい。

(市) 実績報告書の提出の際、領収書の添付は不要です。【様式第4号】

8-18 実績報告書提出時に添付する写真はどのようなものですか？

(国) 太陽電池モジュールの載った屋根全体と、建物全体を写した写真となります。写真でモジュールの枚数の確認が難しい写真しか取れない場合は、写真とシステム配置図(屋根伏図に配置されたもの)を添付して下さい。なお、記載事項については、下記Q4402をご参照下さい。

(市) 【基本的に国と同じ】

8-19 実績報告書に添付する写真は、どのような形式で提出すれば、よいでしょうか？提出する写真に何か説明などは必要ですか？

(国) 写真はカラー写真、カラー印刷にて提出して下さい。

デジタルカメラの写真の場合は、A4サイズ用の紙に写真はL判(サービス判)程度のサイズになるようにカラー印刷し、交付決定番号、補助事業者(申請者)名を記入の上、提出して下さい。

紙焼き写真の場合は、写真の裏面に交付決定番号、補助事業者名を記入の上、A4サイズの用紙に貼り付けて下さい。また、その用紙にも交付決定番号、補助事業者名を記入の上、提出して下さい(ほかの書類と同様に2部必要です。写真は2部ともカラー)。

※詳細はこちらのページをご覧ください。

(市) 【基本的に国と同じ】 提出は1部で結構です。

8-20 実績報告書とともに提出する写真は、パネルの数だけ分かればよいでしょうか？あるいはパワーコンディショナ等の設備の写真も必要でしょうか？

(国) 太陽電池モジュールの枚数が数えられる屋根全体の写真と、建物全体の写真が必要です。その他付属機器の写真は不要です。

(市) 【基本的に国と同じ】

8-21 実績報告書提出の際の写真は2部必要ですか？

(国) はい。写真は、2部ともカラーでご提出下さい。

(市) 1部で結構です。

8-22 特殊工事を行います。実績報告書に添付する写真は、どのようなものが必要となりますか。

(国) 特殊工事のある場合、補助要件が一部緩和されるため、その内容を証明するための写真です。

■ 安全対策：設置した足場全体の写真を添付して下さい。

■ 陸屋根防水基礎工事：基礎部分の工事写真並びに防水工事完了後の屋根全体の写真を添付して下さい。

(1) 穴あけ、掘削工事中写真

(2) 基礎防水処理工事中写真

(3) 工事完成写真

■ 積雪対策工事：強化された架台もしくは太陽電池フレームの写真を添付して下さい。

(1) 対荷重強化のため追加された部材等をわかりやすく表記して下さい。

(2) 鋼材のサイズ、肉厚強化等を実施した場合は、標準品との違いを明確にする為、スペックシート等を添付して下さい。

■ 塩害対策工事：塩害対策のために処置された部分の拡大写真を添付の上、対策内容を具体的に記載して下さい。

■ 幹線増強工事：変更前と変更後の写真を添付して下さい。

(1) 変更前：単相2線の引き込み線並びに屋内主回路遮断器の写真。

(2) 変更後：単相3線の引き込み線並びに屋内分電盤の写真（主回路遮断器が写る写真とすること）。

(市) 特殊工事に伴う特別な写真は不要です。

(特殊工事による補助金額への影響はありません。)

8-23 出力対比表はどのようなものを出せばよいのですか？

(国) 出力対比表とは製造番号と測定の実出力値が対になって記載されているものを指します。メーカーが発行したものに交付決定番号と補助事業者（申請者）名を記載し、ご提出下さい。メーカーが発行していない場合には、「補助金申込方法」の参考資料に「出力対比表」の書式例を掲載しておりますので、これに沿って作成いただき、製造番号票（製造番号と測定出力の記載のあるもの）の写しを必ず添付して下さい。

(市) 提出不要です。

8-24 出力対比表について、“メーカー又はメーカー系販売会社”とはどうやって調べるのですか？

(国) 「メーカー系販売会社」とは太陽電池メーカー出資の関連会社を指します。不明の場合はメーカーにお問い合わせ下さい。

(市) 提出不要です。

8-25 実績報告書とともに提出する出力対比表は、写しでよいでしょうか？あるいは原本でなければならないでしょうか？

(国) 手続き代行者で作成のものは、原本と写し。メーカー発行のものは写し2部で結構です。

(市) 提出不要です。

8-26 メーカー作成の出力対比表があれば、製造番号票などは必要ないですか？

(国) メーカー作成の出力対比表で、製造番号と測定の実出力値が対になって記載されているものであれば、個々の製造番号票の添付は不要です。メーカー発行のものに交付決定番号と補助事業者（申請者）名を記載し、ご提出下さい。

(市) 提出不要です。

8-27 メーカー作成の出力対比表がなく、手続代行者で出力対比表を作成した場合、製造番号表かそれに代わるバーコードが必要と聞きました。これはコピーでよいですか？

(国) バーコードではなく、商品の出力測定値が記載されている「製造番号票」が必要となります（ここにバーコードが記載されているものもあります）。出力対比表に併せて、製造番号票（モジュールの梱包にバーコード付である場合があります）の写し（コピー）をご提出下さい。

(市) 提出不要です。

8-28 実績報告書の「補助対象経費内訳」の記入欄は、交付申請書と同じであれば、何も書かずに提出のみということですか？

(国) はい。申請書と変更が無ければ、実績報告書の補助対象経費内訳ページの上部の「経費内訳の変更なし」にチェックを入れて、契約電力会社名のみ記入していただき、他の欄は無記入のままご提出下さい。

(市) 申請書と変更が無ければ、実績報告書の添付書類1は、「変更なし」に○をつけて提出してください。

9 その他の手続き

9-1 補助金交付申請後に手続代行者を変更することはできますか？

- (国) 補助金交付申請には「工事請負契約書」もしくは「売買契約書」の写しが必要となりますので、申請後に手続代行者を変更することはできません。一旦、中止承認申請を提出いただき、改めて申請いただく必要があります。
- (市) 申請書添付の「事業計画書」に記載の手続代行者の変更を届け出てください。
(様式任意)

9-2 記載した申請書を訂正する場合の書き方を教えてください。

- (国) 訂正の場合は二重線を引き、申請書に使用した申請者の印鑑と同じ印鑑で訂正印を押して下さい。修正液は、不可です。申請者記載分（P1～P4）は申請者の認印で訂正下さい。手続代行者記載分（P5）は手続代行者代表者印にて訂正下さい。ただし、可能な限り訂正印の無い状態で提出いただくことにより速やかな処理が可能です。
※手続きのチェックシートは実際に確認を行った人の認印（チェックシートのみスタンプ印でも可）による訂正可能です。
- (市) 【基本的に国と同じ】大幅な訂正がある場合は書き直してください。

9-3 契約書の中の工事着工予定日をすでに仮の日程で記載して発行しています。今回の補助金を受けるために遅らせたので修正したいのですが、修正した契約書で受理してもらえますか？

- (国) 契約者双方の訂正印が押印され、正規の契約書とみなされる形であれば受理します。
- (市) 【基本的に国と同じ】

9-4 メーカー各社、取扱い店は代理で交付申請を行えますか？

- (国) 補助金の申請は本人、あるいは対象システムを申請者本人に販売し、領収書の発行ができる者（手続代行者）によって行うことができます。
- (市) 申請手続き代行は可能です。（市内事業者に限ります）
(申請者は購入者個人です) 【基本的に国と同じ】

9-5 手続代行者とは？対象システムを購入する予定の社や販売店とありますが、その下請けでも手続代行者になれますか？

- (国) 手続代行者は、申請者に対して対象システムに関する領収書（保証書）を発行できる者ですので、下請けが手続代行者にはなることはできません。
- (市) 【基本的に国と同じ】

9-6 手続代行者の代表者印とは？

(国) 会社の代表者印または、一定の販売地域の責任者である支店長印を指します(特殊な場合を除き、工事請負契約書に捺印されている印と同一として下さい)。代表取締役や支店長の個人印は代表者印ではありません。詳細は、こちらから印参考資料ご覧下さい。

(市) 押印不要です。

9-7 工事請負契約書に、手続代行者の手続きの流れの関係で、収入印紙を貼ったものを提出できないのですが受理してもらえますか？

(国) 正式な契約書とみなすためには、割印のある収入印紙の添付は必須ですので、受理できかねます。

(市) 【基本的に国と同じ】

9-8 補助事業者とは誰ですか？

(国) 補助金交付申請時の「申請者」のことです。交付決定を受けることにより「補助事業者」へと呼称が変わります。

(市) 【基本的に国と同じ】

9-9 代行者ですが、申請時の営業所の名称が変わります。どうしたらよいですか？

(国) 申請後に名称変更となった場合は、名称が変更されたことを証明する書類(会社謄本、ご案内文等)を添付して下さい。

(市) 名称が変更された旨の文書を提出してください。(様式不問)

9-10 振込口座は、こういった種類のものなら大丈夫ですか？

(国) 銀行、ゆうちょ、JA などほとんどの金融機関の口座がご利用いただけます。

(市) 【基本的に国と同じ】

9-11 振込口座は、会社名義の口座でも構いませんか？

(国) 補助事業者(申請者)本人名義の口座を記入して下さい。会社名義、他人名義等の口座は記入しないで下さい。

(市) 個人名義に限ります。補助事業者(申請者)本人の名義の口座を記入して下さい。

9-12 振込口座をゆうちょ銀行にしようと思いますが、記入欄と口座番号の桁が合いません。どのように記入したらよいですか？

(国) 従来のゆうちょの口座番号では、他金融機関からの振込はできません(口座の桁数が異なります)。他金融機関からの振込専用の口座番号の確認が必要となりますので、ゆうちょ銀行で確認の上、ご記入下さい。

詳細は、ゆうちょ銀行の窓口にお問い合わせいただくか、ゆうちょ銀行のホームページ「振込(他の金融機関口座への送金)」でご確認下さい。

(市) 左詰めで適宜記入してください。

9-13 一度申請した内容を変更できますか？

(国) 補助金交付決定後、変更が可能なのは以下の場合です。

- ・ 交付決定通知書に記載されている工事完了期限を越える場合
- ・ 建売の引渡し期限を越える場合
- ・ 実績報告書の提出期限を越える場合

の変更は、「計画変更承認申請書（期限変更）」を提出して下さい。

- ・ システムの内容を変更する場合（*）

は、「計画変更承認申請書（システム変更）」を提出して下さい。

いずれも「補助金申込方法」の申請様式（補正分はこちら、本予算はこちら）にあります。なお、手続代行者の変更、およびシステムの設置住所の変更は、計画変更承認申請では対応できません。一旦、申請を中止承認申請によって取り下げ、改めて申請いただく必要があります。中止に関しては、下記の【中止】の項目をご覧ください。

※ 当該システムの太陽電池モジュールの枚数（出力の変更）、メーカーの変更があった場合に提出が必要です。インバータの型番、モジュールの型番のみの変更（出力変更なし）、金額の変更のみの変更は提出不要です。

(市) 変更承認申請書を提出していただきます。

ただし、軽微な変更は提出不要とし、実績報告書にて最終確認をしますので、必ず事前に相談してください。

9-14 申請書に記入したインバータがメーカー在庫切れのため、異なる型に変更しました。メーカーと金額には変更がありません。この場合、計画変更申請を出す必要がありますか？

(国) インバータの型の変更のみの場合には、特に変更承認申請や連絡の必要はありませんが、実績報告書の所定欄に機種変更となった旨と変更機種の記載をお願いします。

(市) 変更承認申請の必要はありませんが、事前にご相談ください。

実績報告書の所定欄に機種変更となった旨と変更機種の記載をお願いします。

9-15 申請した後に、工事完了予定日が変更になってしまいました。

(国) 交付決定通知書に記載してある工事の完了期限までに完了する場合は不要です。交付決定通知書記載の工事の完了期限を超える場合には、速やかに「補助金申込方法」の申請様式（補正分はこちら、本予算はこちら）にある様式3-1「計画変更承認申請書（期限変更）」を提出して下さい。

(市) 交付決定通知書に記載してある工事の完了期限までに完了する場合は手続きは不要です。（実績報告書にその旨記入してください。）

交付決定通知書記載の工事の完了期限を超える場合には、事前にご相談ください。（平成23年3月31日までに完了しない場合は、補助金は交付できません。）

9-16 計画変更承認申請書申請時に必要な書類は、何ですか？また、工事は継続してもよいですか？

- (国) 申請時に提出いただいた契約内容と異なる場合は、変更事項が反映された工事請負契約書（必要に応じて工事内訳書）の写しなどを一緒にご提出下さい。又工事は継続していただいても構いません。
- (市) 軽微な変更の場合は、変更承認申請は不要です。
ただし、変更の内容によっては、補助対象外となる場合がありますので、必ず事前にご相談ください。

9-17 対象システムの支払方法を変更しました。変更した旨を届け出る必要はありますか？

- (国) 支払方法の変更のみの場合、届け出は不要です。
- (市) 支払方法の変更のみの場合、届け出は不要です。

9-18 申請した後で、諸事情により太陽光発電システムの工事をやめました。この場合、何か届け出は必要ですか？

- (国) 中止する場合には、「中止承認申請書」の提出が必要になります。申請様式は「補助金申込方法」の様式4（補正分はこちら、本予算はこちら）をご使用下さい。
- (市) 中止する場合には、「変更承認申請書」の提出が必要になります。様式第3号（第7条関係）をご使用ください。

9-19 中止承認申請書を提出したいのですが、契約を解約した関係で業者に代行業務を依頼することが難しいです。補助金交付申請時は手続代行者（業者）を通して申請を行いました。中止承認申請は、申請者自身で行うことはできないのでしょうか？

- (国) 中止承認申請は、手続代行者を通さず、申請者ご自身で行っていただくことは可能です。「中止承認申請書」の1枚目をご記入の上、2枚目は空欄のまま2枚ともご提出いただきます。この場合も原本と写しの2部が必要で、各都道府県に設けた受付窓口への提出となります。
中止承認申請には「補助金申込方法」の様式4（補正分はこちら、本予算はこちら）をご使用下さい。
※ こちらの中止承認申請でできるのは、補助金交付の中止です。
この申請で工事自体の中止はできませんので、工事の契約に関しては必ず業者に確認の上、お手続き下さい。
- (市) 変更承認申請は、手続代行者を通さず、申請者ご自身で行っていただくことは可能です。

9-20 一旦中止した上で、別の業者と契約し、補助金交付を申請し直そうと思います。

中止承認申請を行いすぐに補助金交付申請できますか？あるいは同時に提出可能でしょうか？

(国) いいえ。すぐには補助金交付申請をしていただくことはできません。

中止承認申請を提出いただきますと、J-PEC で承認後、中止承認通知書が発行されます。この承認通知の発行までは次の補助金交付申請はしていただけません。これにより中止してから再び太陽光発電システムの工事が開始可能となる日が場合によっては2ヶ月程度先になりますのでご注意ください。

※中止承認申請をいただいてから中止承認通知書の発行までには概ね1ヶ月、またそこから補助金交付申請いただきますと通常どおりの処理期間（J-PEC の休日を除く14日間）がかかります。

(市) 補助金交付決定（却下）通知書の交付後であれば、申請し直しは可能です。

10 国・県・他市との関連や比較

10-1 NEDO（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発）の「住宅・建築物高効率エネルギー システム導入促進事業」の補助と、こちらの太陽光発電システムの補助は両方受けることができますか？

(国) 「住宅・建築物高効率エネルギー システム導入促進事業」の補助で、太陽光発電システムが補助対象外となっている場合は、当補助を申請いただけません。

(市) 国や島根県の補助との併給は可能です。

ただし、浜田市の他の同種の補助金等を受けている場合は、対象となりません。

【要綱 第2条第1項】

10-2 国の他の補助金（200年住宅など）と一緒に申請することは可能ですか？

(国) 当補助金は、他の太陽光発電システムに関する国の補助金等の重複受給はできません。ただし、他の補助金等で太陽光発電システムを対象から外している場合、各々の要件を満たせば、ともに申請が可能です。詳しくはお問い合わせ下さい。

(市) 国や島根県の補助との併給は可能です。

ただし、浜田市の他の同種の補助金等を受けている場合は、対象となりません。

【要綱 第2条第1項】

10-3 この補助金と各地方自治体で実施している補助金制度と併給は可能ですか？

(国) 各自治体に併給可能かどうか直接お尋ね下さい。自治体の補助金の申請要件が国の補助金と重複しないように設定されているところもあるためです。

自治体の連絡先等の情報は、「各地窓口・地域情報」ページの地図でご覧になりたい都道府県をクリックして、リンク先にある自治体ごとの導入支援策一覧表(PDFファイル)でご確認下さい。

(市) 国や島根県の補助との併給は可能です。

ただし、浜田市の他の同種の補助金等を受けている場合は、対象となりません。

【要綱 第2条第1項】

10-4 地方自治体の太陽光発電システムの補助について教えてください。

(国) 地方自治体の補助に関する詳細は、各自治体にお問い合わせ下さい。詳細は、「各地窓口・地域情報」ページの地図でご覧になりたい都道府県をクリックして、リンク先にある自治体ごとの導入支援策一覧表(PDFファイル)でご確認下さい。

なお、支援策を実施している自治体は「各地窓口・地域情報」に全国の補助自治体一覧表として掲載していますので、ご参考にして下さい(一覧表にあっても募集が終了している場合もございます)。

(市) 浜田市 市民環境部 くらしと環境課 エコライフ推進係 又は、各支所福祉担当課へお問い合わせください。

11 交付後の注意事項

11-1 補助金交付後、家すべてを売却した場合、補助金はどうなりますか？

- (国) 事前に「補助金申込方法」の申請様式にある様式7「財産処分承認申請書」を提出して下さい。審査後、補助金を全額返還して頂くこととなります。
- (市) 耐用年数(17年)以内に処分される場合は、事前に「財産処分承認申請書」(様式不定)を提出して下さい。審査後、補助金を全額返還して頂くこととなります。耐用年数(17年)後の場合は、手続き及び補助金の返還は不要です。

11-2 故障・破損等で、取替え・処分が必要になった場合はどうしたらよいですか？

- (国) システムのアフターサービスは各メーカーが対応しております。なお、法定耐用年数(17年)の期間内の場合には、機器の取替えの場合にも「補助金申込方法」の申請様式にある様式7「財産処分承認申請書」を提出していただきます。
- (市) 法定耐用年数(17年)の期間内の場合には、「財産処分(取替え)承認申請書」(様式不定)を提出してください。耐用年数(17年)後の場合は、手続き及び補助金の返還は不要です。

11-3 補助金が交付されてから処分(売却、譲渡等)した場合、申請および補助金はどうなりますか？

- (国) 補助金を受けた対象システムを処分(売却、譲渡、廃棄、交換、移設)する場合は、「財産処分承認申請書」を太陽光発電協会(太陽光発電普及拡大センター)に提出して下さい。処分方法によって以下のように対応が異なります。添付書類等詳細については、直接J-PECまでお問い合わせください。

【売却の場合】補助金の全額返還。ただし、破産により競売にかけた場合は、裁判所の免責決定通知を添付することで、処分が承認されたのち補助金の返還を免除されます(配当がある場合は配当相当分は返還)。

【譲渡の場合】補助金の全額返還。ただし、相続による譲渡、離婚による配偶者への譲渡は、譲渡されたものが、善良なる管理者の注意を以て引き続き使用する旨の書類を財産処分承認申請書に添付すれば、処分が承認されたのち補助金の返還を免除されます。

【廃棄の場合】補助金の全額返還。自然災害により破損した対象システムを廃棄する場合は、罹災証明書および対象システムが破損した写真を添付すれば、処分が承認されたのち補助金の返還を免除されます。

【交換(不具合等によるモジュールやパワコンの交換等)や移設(本人が引き続き使用する場合)】処分が承認されたのち補助金の返還を免除されます。

- (市) 【基本的に国と同じ】
耐用年数(17年)後の場合は、手続き及び補助金の返還は不要です。

11-4 一度設置した太陽光発電システムは、いつまで所有すべきですか？

(国) 原則として、法定耐用年数である 17 年間は処分することができません。なお、法定耐用年数（17 年）以内に手放す場合は、「補助金申込方法」の申請様式にある様式 7 「財産処分承認申請書」の提出が必要となります。

(市) 【基本的に国と同じ（様式不定）】

11-5 設置後に、市に対して稼働状況などの報告の義務はありますか。

(市) 義務付けではありませんが、発電量や売電量などの稼働状況の情報提供をお願いすることがあります。

また、地球温暖化などに関するアンケート調査を送付させていただくことがありますので、ご協力をお願いします。

12 その他

12-1 現在（直近）の世帯設置平均容量は？

（国）昨年度の申請ベースで平均は約 3.8kW です。

12-2 太陽光発電システムを設置し、売電を開始しました。この売電で得られた収入は課税対象になりますか？

（国）家庭用太陽光発電での売電収入は雑所得となり、条件（雑所得の合計金額等）によっては課税対象となってくる場合もあります。詳細については税務署にお尋ね下さい。

（市）【国と同じ】